

見積合わせ参加説明書

〔組合保有車両の売却〕

東根市外二市一町共立衛生処理組合
総務課財政係

東根市外二市一町共立衛生処理組合では、組合保有車両を次のとおり売却します。

1. 売却車両

物件 番号	車両番号	車 種 積載量	稼働時間 (h)	初年度 登録年月	最低 売却価格
1	TCM 製ホイールローダ	特殊車両 1.3 m ³	5,332.6	H22.1	100,000 円
2	TCM 製フォークリフト (ロードグラブ仕様)	特殊車両 1.2 t	2,653.7	H22.1	20,000 円

※売却車両の詳細情報については、別紙「売却車両情報」のとおり

2. 売払い方法

見積合わせ（せり売りではありません。）

3. 物件の公開日時及び場所

（1）日時 令和8年9月1日（火）～9月11日（金）

午前9時～午前12時及び午後1時～午後4時まで

（土曜日・日曜日の閉庁日は除きます。）

（2）場所 東根市外二市一町共立衛生処理組合

物件1：ごみ焼却処理施設東側駐車場（東根市大字野田字シタ 2038）

物件2：管理事務所南側車庫（同上）

※事前に希望される日時を連絡願います。重複した場合、日程の調整をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

※上記以外の公開は行いませんので、ご注意ください。

※物件の確認をせずに見積合わせに参加する場合においても、物件の現況等を確認しているものとみなします。

4. 見積合わせ参加受付及び見積書提出

（1）日時 令和8年9月1日（火）～9月11日（金）

午前9時～午前12時及び午後1時～午後4時まで

（土曜日・日曜日の閉庁日は除きます。）

（2）場所 東根市外二市一町共立衛生処理組合管理事務所

総務課財政係（東根市大字野田字シタ 2038）

※物件毎に見積書を提出してください。

※上記以外の受付はいたしません。

※郵送による見積書の提出は出来ませんので、ご注意ください。

5. 見積書の開札

見積書の開札は、令和8年9月11日（金）午後4時から東根市外二市一町共立衛生処理組合総務課財政係において行います。また、落札結果は、最高額落札者にのみご連絡いたします。

なお、結果は情報公開いたします。

6. 見積合わせ参加資格

個人または法人を対象といたします。

ただし、次の事項に該当する場合は、見積合わせに参加することが出来ませんので、ご注意ください。

- （１）成年被後見人
- （２）未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- （３）破産者で復権を得ない者
- （４）市町村税に関し、未納の税額がある者
- （５）会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第256号）に基づく再生手続きの申立てをしている者
- （６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- （７）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に経営に関与している者。

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者。

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- （８）日本語での意思疎通が難しい者 ※代理人が可能である場合は可とする

7. 見積合わせに対する保証金

免除します。

8. 契約保証金

免除します。

9. 見積合わせの手順

(1) 持参するもの

[個人の場合]

- ①見積合わせ参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③見積書（様式3）及び封筒（別紙参照）
- ④運転免許証の写しまたは本人の住所、氏名等を確認出来るもの。
（顔写真のあるもの）
- ⑤住所地市町村の市町村税に滞納のない旨の証明書（発行後2ヶ月以内のもの）
（非課税の場合は、その証明書）

[法人の場合]

- ①見積合わせ参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③見積書（様式3）及び封筒（別紙参照）
- ⑥登記事項証明書の写し（申請日前の3ヶ月以内のもの）
- ⑦所在市町村の市町村税に滞納がない旨の証明書（発行後2ヶ月以内のもの）

※代理人の場合は、購入希望者の方からの⑧委任状（様式4）と購入希望者の上記書類をご持参ください。

※物件1及び2両方に見積書を提出する場合は、③以外の書類は併せて1部提出でも可とします。

10. 見積書の書き方

- (1) 見積書は物件毎に提出してください。
- (2) 見積書には見積者の住所・氏名・電話番号及び見積金額を記入の上、必ず押印してください。なお、見積金額の訂正は無効となります。
- (3) 見積金額は、算用数字でペンまたはボールペンで記入し、見積金額の前に必ず「¥」を付けてください。
- (4) 見積金額は消費税抜きの金額を記入してください。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

- (5) 封筒については、別紙封筒の記入の仕方を参考に作成してください。

見積者の住所、氏名を記入し押印のうえ見積書を入れ、封筒の裏面に割印をしてください。

11. 落札者の決定

- (1) 最低売却価格以上で、最高の価格をもって有効な見積金額を提示された方を落札者といたします。
- (2) 最高の価格が同額の場合、くじ（開札の立会人）により決定させていただきます。
- (3) 落札者から辞退届が提出された場合は、次の高額見積者が落札の権利を有します。
- (4) 不正行為等が確認された場合は取り消しとなります。
- (5) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

12. 見積合わせの無効

次に掲げる見積合わせをした場合は無効となります。

- (1) 見積合わせ参加資格を有していないものがした見積合わせ
- (2) 同一者が、同一物件に対し2通以上した見積合わせ
- (3) 見積金額を訂正した見積合わせ
- (4) 最低売却価格を下回る金額での見積合わせ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積合わせに関する条件に違反した見積合わせ

13. 契約の締結及び代金の納入

- (1) 契約金額は、落札者が見積書に記載した金額と同一となります。
- (2) 契約は、後日担当係である財政係からの連絡をもって契約締結させていただきます。
- (3) 代金の納入は、契約締結後、別に発行する納付書により期限（契約後7日以内）まで納入していただきます。

14. 物件の引渡し

- (1) 物件の名義変更等に関するすべての手続き（所有者変更、登録番号変更、自賠責保険等）は、自ら行っていただくものとし、物件の引渡しは、変更手続きの完了及び売却代金の納入を確認した後といたします。
- (2) 物件の落札者への引渡し方法は、現保管場所での現状引渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いませんのでご注意ください。
- (3) 落札者は、契約締結の日から8日以内に落札物件を搬出してください。
- (4) 落札者は、物件の引渡し後速やかに、落札者の負担で組合名や記章を削除してください。削除後、記名等消去作業完了報告書（様式5）を提出してください。

15. 問い合わせ先

〒999-3775

東根市大字野田字シタ 2038

東根市外二市一町共立衛生処理組合 総務課財政係

電話 0237-47-1321 FAX 0237-48-1841

◎封筒の記入の仕方

表	裏
見 積 書 東根市外二市一町共立衛生処理組合 管理者 東根市長 様 物件 組合保有車両売却 (物件番号) 見積者 住所 氏名 印	印 印

※見積書を入れていただく封筒には、上記の様式により記入・押印してください。

※物件毎に提出してください。